

番 号	14 請願第 2 号 (厚生付託)
受理年月日	平成 1 4 年 2 月 2 7 日
件 名	小規模通所授産施設制度の拡充を求める意見書提出に関することについて
提 出 者	<p>三鷹ひまわり共同作業所 運営委員長 三瓶 和義</p> <p>社会福祉法人おおぞら会 アクティビティセンターはばたけ 施設長 三浦 明雄</p> <p>グループホームかみれん 世話人 吉川 五月</p> <p>巣立ち会 事務局長 田尾 有樹子</p> <p>みたか共同作業所 運営委員長 一瀬 清</p> <p>リビングハウス マム 施設長 倉井 和子</p>
紹介議員	岩田 康男、杉本 英騎
要 旨	
<p>〔請願趣旨〕</p> <p>2000 年の社会福祉法の制定に伴って、これまでの措置制度を基盤とした障害者福祉は大きく変わり、「利用契約制度」のもとで、いよいよ「利用者主体の福祉」「選択の保障」の時代を迎えようとしています。とくに、その選択肢をひろげるために、小規模作業所の制度化として小規模通所授産施設制度が創設されました。</p> <p>小規模通所授産施設が制度化されたことによって、これまで関係者の努力で設置・運営されてきた小規模作業所の多くが社会福祉法人を取得し、その法人制度の活用を可能にすることができました。また障害者福祉関連法にもとづく法定施設の制度が遅々として進まない中、小規模作業所の設置を促進してきた地方自治体の独自努力が、ようやく国の制度として認められたという点でも、たいへん画期的なことといえ</p>	

ます。

しかしながら今回創設された小規模通所授産施設制度は、多くの問題点を残してしまいました。具体的には、1カ所あたり年額1,100万円と公費水準がきわめて低く、現行法定施設の5分の1にとどまってしまった点です。しかも、公費支弁に大きな格差を残しながら、一般の社会福祉法人与同等の業務量が課せられるのです。また、小規模通所授産施設によって設立した社会福祉法人の事業範囲がきわめて狭く限定されてしまいました。

「利用契約制度」施行を直前に控え、利用者の真の意味での「選択の保障」「サービスの平等」を確保するためにも、小規模通所授産施設の問題点を改善し、制度を拡充することは早急に求められるといえます。

つきましては、貴議会において、小規模通所授産施設制度の拡充を求める意見書を決議の上、政府関係機関に提出していただきますようお願いいたします。

〔 請願項目 〕

小規模通所授産施設については、一般の通所授産施設との格差を是正し、公費の支弁において同等の水準としてください。とくに施設長の専任、事務員の配置を確保できる水準としていただきたい。

また、知的障害者更生施設（通所）の「小規模化」を図り、小規模通所授産施設による社会福祉法人の事業範囲に加えるとともに、併せて、法外事業や自治体独自事業を営めるよう「公益事業」を認めてください。